
AMT/NEWSLETTER

Economic Security & International Trade

2025年3月5日

外為法に基づく対内直接投資審査制度における事前届出免除制度 の見直し

弁護士 松本 拓 / 弁護士 鈴木 潤 / 弁護士 武士俣 隆介 / 弁護士 佐藤 龍

Contents

- I. はじめに
- II. 改正の背景
- III. 特定外国投資家
- IV. 特定外国投資家に準ずる者
- V. 特定コア事業者
- VI. おわりに

I. はじめに

財務省は、2025年2月10日、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づく対内直接投資審査制度における事前届出免除制度を見直すことを内容とする関連政省令・告示改正案に関する意見公募手続(パブリックコメント)を開始した。見直しの内容は、主に、①外国政府との契約や、外国の法令に基づき外国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている投資家(以下「特定外国投資家」という。)等による投資、および②経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(以下「経済安全保障推進法」という。)上の特定社会基盤事業者のうち、特に慎重な投資審査に付す必要性が高い事業者(以下「特定コア事業者」という。)への一定の投資について、いずれも事前届出免除制度の利用を限定するものである。財務省国際局の「制度改正の概要」および政令・命令・告示の改正案¹をもとに、見直しの内容について概説する。

¹ 「外国為替及び外国貿易法の関連政省令・告示の改正案について」(財務省、2025年2月10日)

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/press_release/20250207104855.html

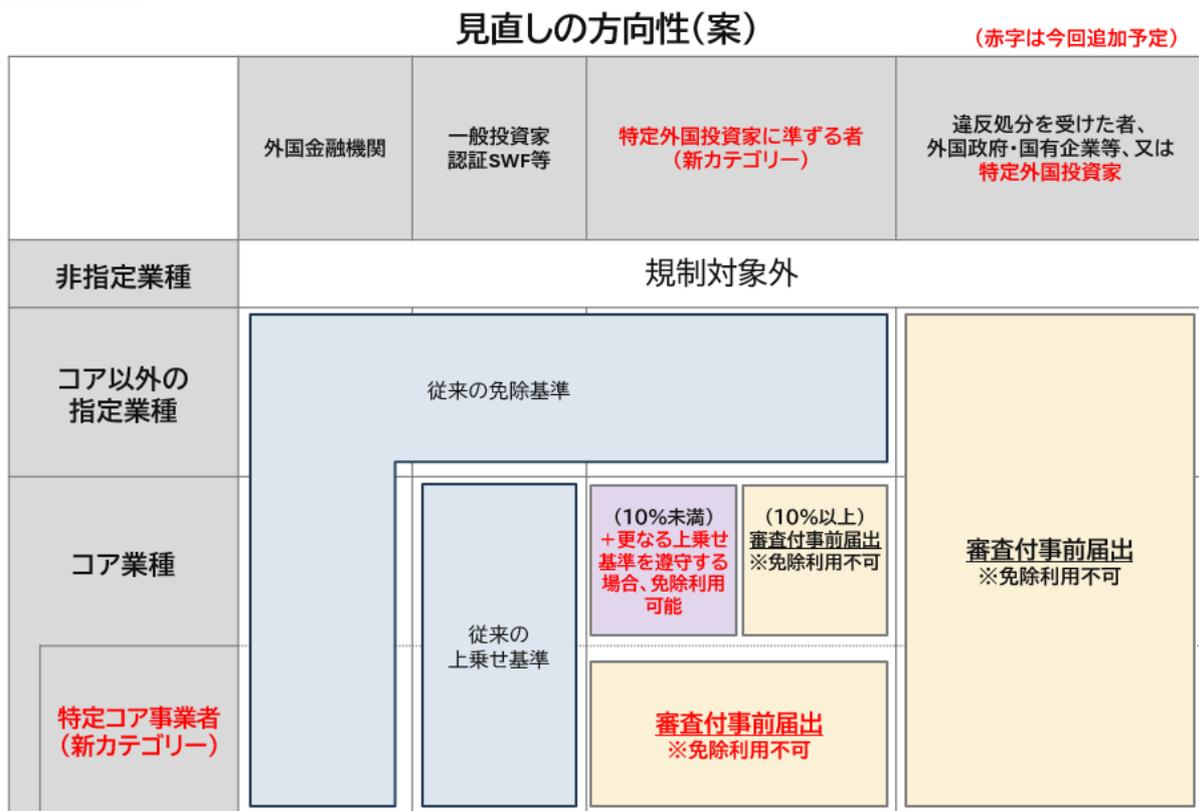
財務省国際局「対内直接投資審査制度について」(財務省、2025年1月23日)

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/customs_foreign_exchange/sub-foreign_exchange/20250123-2-2.pdf

II. 改正の背景

財務省が今般事前届出免除制度の見直しに踏み切ったのは、外国政府の情報収集活動(いわゆるインテリジェンス活動)に協力する義務が課されている投資家については、本来であれば外国政府と同様に審査付事前届出に服するべきであるという考え方に基づくと思われる。これまで外国投資家が、広範囲に事前届出免除制度を利用して日本の上場企業の株式を取得していたことに対して、懸念を表明する声が高まっていた。財務省は、このような懸念を踏まえて、わが国への投資が、外国政府のインテリジェンス活動に利用されることにより国の安全等を損なうリスクを防止することを狙いとしていると考えられる(見直しの方向性につき下記図表1参照)。

<図表 1>



出典:財務省国際局「対内直接投資審査制度について」(財務省、2025年1月23日)²⁴ 頁

² 前掲注1に同じ

III. 特定外国投資家

新たに設けられるカテゴリーの「特定外国投資家」は、以下の①または②のいずれかに該当するものとされている(下記図表 2 参照)。

- ①外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織(法人その他団体)または個人
- ②上記①の義務を負う組織・個人および当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織
 - a) 議決権・株式数等の 50%以上を占める組織
 - b) 役員 1/3 以上を占める組織

<図表 2>

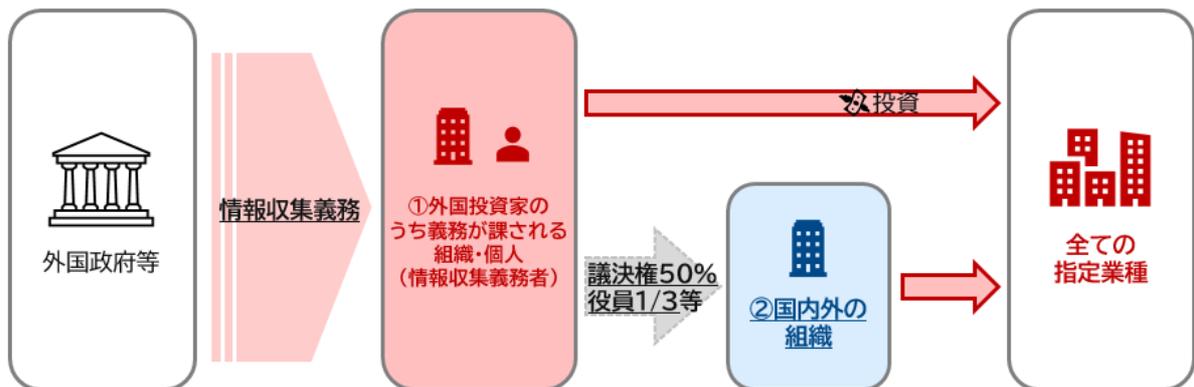
特定外国投資家(案)

1 特定外国投資家

外国投資家のうち、以下①・②のいずれかに該当する者(情報収集義務者等)を特定外国投資家と定義する。

- ① 対内直接投資によって取得した国の安全等を損なう事態を生じるおそれ大きい情報を、外国政府等との契約や外国の法令等に基づき、当該外国政府等に開示することによって、当該外国政府等に協力する義務を負う組織(法人その他の団体)又は個人
- ② 上記の義務を負う組織・個人及び当該組織・個人に対して当該義務を課す外国政府等が以下のいずれかに該当する関係を持つ組織
 - a. 議決権・株式数等の50%以上を占める組織
 - b. 役員1/3以上を占める組織

→ すべての指定業種に対する投資について、事前届出を義務化(免除利用不可)



出典:同上 5 頁

特定外国投資家に該当すると事前届出免除制度を利用できず、指定業種を営む上場会社の株式を 1%以上取得する場合、常に事前届出が必要となる。

①は主に中国籍の投資家を意識した内容であると推測される。中国籍の投資家(厳密には「組織および国民」)は、2017 年 6 月 28 日付で施行した中華人民共和国国家情報法 7 条に基づき、中国政府の情報収集活動に協力する義務が課されている。その結果、中国の投資家は広く①に該当し、①の子会社は②に該当するものと考えられる。投資目的が純投資であったとしても、事前届出免除制度の利用

ができなくなると考えられる。

もっとも、①について、国によってはそれぞれ法令に基づく政府への報告義務や調査に応じる義務が規定されているものもある(たとえば、米国にも、政府から企業へのデータ開示要求について定めたクラウド法が存在する)。また、個人情報保護委員会の調査によれば、事業者に対し政府の情報収集活動への協力義務を課す諸外国の制度としては、別紙³の複数の制度が存在する。当該調査の対象は「事業者の保有する個人情報」にかかわる制度に限定されているが、これとは別に、個人を名宛人として、個人情報以外の情報(例:技術情報)を対象としたりする協力義務の制度が外国に存在することが想定される。本改正による影響は中国に限らず広範にわたる可能性がある。具体的にどのような法令やどのような協力義務が①を満たすかについては、今後のパブリックコメント等における整理に注目する必要がある。

IV. 特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には「特定外国投資家」の要件を満たさない投資家であっても、以下の要件を満たす者は、「特定外国投資家に準ずる者」に分類される。「特定外国投資家に準ずる者」に該当する場合、「5.『特定コア事業者』」で後述するように「特定コア事業者」に対する投資については、事前届出免除制度を利用することができないため、「特定コア事業者」に該当する上場会社の株式を1%以上取得する場合、事前届出が必要となる。「特定コア事業者」ではないコア業種を営む上場会社の株式を1%以上10%未満取得する場合、従来の上乗せ基準にさらなる上乗せ基準⁴が追加され、10%以上の取得について事前届出が必要となる(下記図表3参照)。

- I 情報収集義務者(上記①)が実質的な意思決定を掌握していると認められる者
- II 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者
- III 情報収集義務者等(上記①および②)との契約、または当該契約を行った者との契約(さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む。)により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

³ https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins5_pdf/250305_01.pdf

⁴ さらなる上乗せ基準とは、次のとおりである。①コア業種に属する事業に関する非公開の情報(発行会社等の役員等に係る情報または発行会社等の財務状況に係る情報を除く)にアクセスしない、②発行会社等に従業員を派遣しない、また、発行会社等の役員または従業員の勧誘を行わない。

<図表 3>

特定外国投資家に準ずる者(案)

2 特定外国投資家に準ずる者

規制の潜脱を防止する観点から、形式的には特定外国投資家の要件を満たさない投資家であっても、以下のような者を「特定外国投資家に準ずる者」とする。

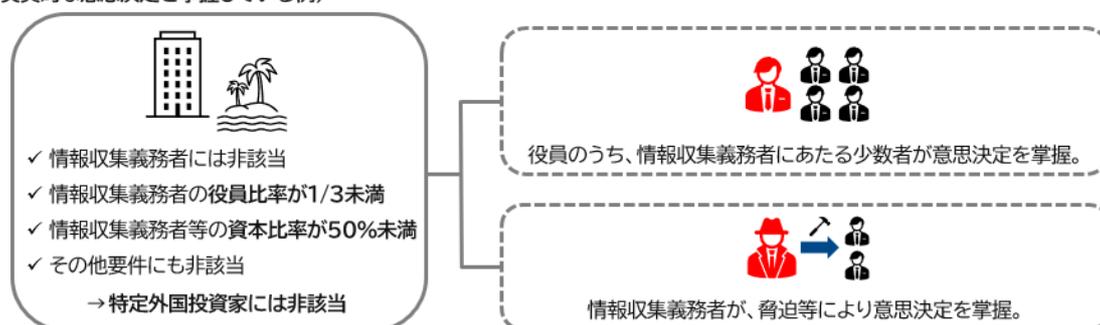
- ・ 情報収集義務者(前頁①)が実質的な意思決定を掌握していると認められる者、
- ・ 設立準拠国以外の国や地域に実質的な本社があり、情報収集活動に関する当該国の法令等の影響を受ける者、
- ・ 情報収集義務者等(前頁①・②)との契約、又は当該契約を行った者との契約(さらに同様の契約が連なる場合、それらの各契約を含む)により、外国政府等の情報収集活動に協力するため情報を開示する義務を負う者

→ 「特定コア事業者」に対する投資に限定して事前届出を義務化(免除利用不可)
その他のコア業種に対する投資について、従来の免除基準に更なる上乘せ基準(告示)を追加

更なる上乘せ基準(案)

- ・ コア業種に属する事業に関する非公開の情報(発行会社等の役員等に係る情報又は発行会社等の財務状況に係る情報を除く)にアクセスしない。
- ・ 発行会社等に従業員を派遣しない、又、発行会社等の役員又は従業員の勧誘を行わない。

(実質的な意思決定を掌握している例)



出典:同上 6 頁

どのような投資家が上記 I、II および III に該当するのかについては明確化が待たれる。たとえば、財務省国際局の「制度改正の概要」においては、認証ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)を「特定外国投資家に準ずる者」に該当しないと捉えているようにも読める。また、当該資料では、I における「実質的な意思決定を掌握している例」として、役員のうち、情報収集義務者に当たる少数者が意思決定を掌握している場合や情報収集義務者が脅迫等により意思決定を掌握している場合が挙げられている。今まで免除制度を利用してきたいわゆる一般投資家は広範囲にわたることから、これらの例示にとどまらず、いかなる場合において外国投資家が「特定外国投資家に準ずる者」に該当するのか、パブリックコメントに対する回答等を通じた明確化が望まれる。一部でも一般投資家が「特定外国投資家に準ずる者」に当たるとして事前届出免除制度の利用を制限されれば、一般投資家の投資意欲に影響する可能性も否定はできない。したがって、この点における整理については今後公表されるパブリックコメントに対する回答等を注視する必要がある。

V. 特定コア事業者

そのほか、今回の見直しでは新たに「特定コア事業者」というカテゴリーが設けられ、コア業種の細分化がなされた。その結果、前述のとおり、「特定外国投資家」による投資は対象会社の業種を問わず、また「特定外国投資家に準ずる者」に該当する外国投資家が「特定コア事業者」に対して投資する場合、いずれも事前届出免除制度を利用することができない。「特定コア事業者」は、経済安全保障推進法の第三章(特定社会基盤役務の安定的な提供の確保)における「特定社会基盤事業者」で、かつコア業種に属する事業者をいい、「特定社会基盤事業者」とは、電気、ガス、通信や鉄道事業等の同法で指定された基幹インフラ事業を行う者のうち、一定の基準に該当する者をいう。内閣府は「特定社会基盤事業者」とし

て指定されている事業者を公表している⁵。

VI. おわりに

昨今の世界的な経済安全保障への意識の高まりを背景に、わが国でも情報流出等のリスクを未然に防ぐ観点から経済安全保障推進法が制定される等、規制が厳格化された。改正政省令の施行時期は、未だ明示されていないものの、パブリックコメントは2025年3月11日に締め切られ、その後まもなく施行されるものと思われる。財務省がどのように対日投資の一層の促進と経済安全保障上のリスク軽減との両立を図っていくのか、今後の動向を注視する必要がある。

以上

⁵「特定社会基盤事業者として指定された者」(内閣府、HP・2024年10月17日)

https://www.cao.go.jp/keizai_anzen_hosho/suishinhou/infra/doc/infra_jigyousya.pdf

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 松本 拓 (taku.matsumoto@amt-law.com)
弁護士 鈴木 潤 (jun.suzuki@amt-law.com)
弁護士 武士俣 隆介 (ryusuke.bushimata@amt-law.com)
弁護士 佐藤 龍 (ryu.sato@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。